

申請から許可指令書の交付まで

	農地の所有権移転・貸借	農地の転用	
	農地法第3条・ 農業経営基盤強化促進法 許可申請	市街化調整区域 その他の区域	市街化区域
			農地法第4・5条 許可申請
申請受付期日	毎月25日	毎月25日	随時
現地調査	翌月3日頃	月末頃	随時
定例総会	翌月10日頃	翌月10日頃	翌月10日頃
県知事への送付		翌月15日頃	
許可指令書交付	翌月15日頃	翌々月25日頃	
受理通知書交付			届出から2週間以内

※ 上記における日程は、土曜日・日曜日、祝祭日等により変更となります。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。